



第七十五号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月一日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の箕面市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第十八条の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の箕面市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第十八条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第六条の規定により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第十八条の規定に基づく葬祭補償の内払とみ

なす。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の改正に伴い、非常勤消防団員等の葬祭補償の額を改定するため、本条例を改正するものである。